

令和元年

5月農業委員会総会議事録

■日時	2019年（令和元年）5月14日（火）14：30～15：30	反 訳	：
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室		
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（8名）</p> <p>1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 山千代重榮 4 5</p> <p>6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 10</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 13 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（6名）</p> <p>3 大谷 康之 5 高橋 一隆 9 福本 敏行 10 飯阪 保 12 辻井 正昭</p> <p>13 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>濱田 和宏 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>		
■提出資料	議案書		
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について</p> <p>議案第7号 2019年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第5条の規定による受理の取消について</p>		

■議事内容

事務局	事務局の西川でございます。
会長	<p>それでは、ただ今から令和元年5月の委員会総会を開催致します。</p> <p>では、開会にあたりまして、井阪会長、ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、座らせていただきまして、会議に入らせていただきます。</p> <p>はじめに本日の出席者の報告から、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されておられます委員は、8名でございます。</p>

会 長	<p>欠席の旨の、連絡のありました委員は、3番大谷委員、5番高橋委員、9番福本委員、10番飯阪委員、12番辻井委員、13番辻林委員でございます。</p> <p>従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行をよろしく願います。</p> <p>はい。本日の会議議事録の記名人は、11番辻畑委員、14番友田委員、願います。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>5月委員会議事日程に従います。議案第1号から第7号、報告第1号から第4号の順にご審議をいただきます。よろしく願います。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」、農地所有権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。議案第1号、番号1 福瀬町の物件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書 3ページ、1番について、説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、福瀬町で、地目は、田1筆、畑8筆、面積は合わせて3,860㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から2km、車で8分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、耕うん機等を保有しており、農業従事日数は360日で3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺地域に迷惑をかけないよう営農します。」とのこと。</p> <p>以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ色々なみかんの品種を作っている農地であり、譲渡人・譲受人に会って意思確認をいたしました。譲渡人は、申請地を譲渡することに同意されております。譲受人は、申請地でみかん栽培する予定です。申請どおり問題ありません。」と</p>

	<p>の報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい。異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号番号1については、許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>議案第2号番号1、下宮町の物件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。事務局の谷上でございます。</p> <p>議案書5ページ1番について、説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、下宮町で3筆、地目は田、面積は合計402.38㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。</p> <p>農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、露天駐車場であり、申請地は国道480号沿にあり申請地の裏で書店業を営む法人より要望があり、荷物積み下ろし用の駐車場として、転用するものです。</p> <p>続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地を確認したところ、申請地は過去に国道480号の工事以来農地としては使用しておらず、申請地を転用したことにより、周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。</p> <p>申請人に確認したところ、申請書の内容に間違いは無く、許可後速やかに登記地目を変更するとのことでした。</p> <p>以上、調査の結果から追認許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。</p>

	<p>なお、この件につきましては、飯阪委員からの報告にもありましたように、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件については農地区分が2種農地でありますことから、申請書に農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路等への影響が無いようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことであります。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>はい。事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>はい。異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号番号1については、許可やむ得ないものと、意見を付して知事に送付いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定2件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。議案第3号番号1、内田町の物件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議案書7ページ1番について、説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、内田町で、地目は田、面積は360㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。</p> <p>農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は露天資材置場であり、借り人は、建設業を営む法人であり、事業の拡大により現在の資材置場が手狭になり申請地に賃貸借権を設定し重機等を置くために転用するとのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の辻詩郎推進委員から受けました調査結果の報告をいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>現地を確認したところ、現在は農地であり、申請地を転用することにより、周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。</p> <p>申請人に確認したところ、申請書の内容に間違いは無く、許可後速やかに転用し登記地目を変更するとのことでした。</p> <p>以上調査の結果から許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい。異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して、知事に送付いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議案書7ページ2番について、説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、仏並町で、地目は田、面積は534㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の記載が無いことを確認しております。</p> <p>農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は店舗であり、申請地は大阪府外環状線沿いであり、借り人は、申請地の隣接地で店舗をコンビニエンスストアに貸店舗として賃貸借していましたが、店舗の拡大のため申請地を転用し店舗の一部、駐車場及び緑地に転用するものです。</p> <p>続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地を確認したところ、申請地は大阪府外環状線沿いにある農地であり、申請地を転用することにより、周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。</p> <p>申請人に確認したところ、申請書の内容に間違いは無く、許可後速やかに転用し登記</p>

	<p>地目を変更するとのこととです。</p> <p>以上調査の結果から許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>はい。事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい。異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号番号2については、許可やむを得ないものと意見を付して、知事に送付いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願3件に関する願出を別表のとおり定めるものとする。</p> <p>議案第4号番号1、上代町の物件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議案書9ページ1番について、説明させていただきます。</p> <p>物件は、上代町で、地目は田3筆、面積は合わせて、2,706㎡でございます。</p> <p>被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書のとおりとなっております。</p> <p>また、地区担当 清水推進委員と現地調査を行いましたところ、水稻栽培されており、営農していく意思を確認致しました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査経過報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>はい。事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい。異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号番号1については、このとおり、証明することと致します。</p>

事務局	<p>続きまして、議案第4号番号2 阪本町、3 阪本町・山荘町の物件については関連致しておりますので、一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議案書9ページ10ページ2番・3番について、関連があることから一括説明させていただきます。</p> <p>物件は、阪本町・山荘町で、地目は田9筆 畑4筆、面積は合わせて、7,683㎡でございます。</p> <p>被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書のとおりとなっております。</p> <p>また、地区担当 高橋委員、西辻委員と現地調査を行いましたところ、水稻、野菜、果樹栽培されており、営農していく意思を確認致しました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>はい。事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい。異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号番号2・3につきましては、このとおり、証明することと致します。</p> <p>続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画4件を、別表のとおり定めるものとする。</p> <p>議案第5号番号1・2につきましては、関連致しておりますので、一括上程とさせていただきます。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議案書12ページ、1番・2番について関連があることから一括説明させていただきます。</p> <p>物件は国分町、久井町で、地目は田、10筆 面積は合わせて、6,661㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無</p>



<p>会 長</p>	<p>いことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の小林委員、辻井委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認を致しました。借り手は、申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり、問題はありませぬ。」と報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませぬでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひ致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませぬか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい。異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号番号1・2については、このとおり決定することと致します。</p> <p>続きまして、議案第5号番号3、小野田町、坪井町、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議案書13ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>物件は小野田町、坪井町、仏並町で、地目は田6筆 畑10筆 面積は合わせて、4,930㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録が無いことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の辻林委員、辻畑委員、久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、保全管理、野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認し、借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり、問題はありませぬ。」と報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませぬでした。</p>

	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしく お願い致します。</p>
会 長	<p>はい。ただいまの事務局の説明につきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声)</p>
	<p>はい。異議なしと認めます。</p>
事務局	<p>議案第5号番号3については、このとおり決定することと致します。 続きまして、議案第5号番号4、浦田町の物件について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>はい。議案書13ページ、4番について説明させていただきます。 物件は浦田町で、地目は田2筆、面積は合わせて、1, 540㎡でございます。</p>
	<p>貸し手・借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につ きましては、議案書記載のとおりでございます。</p>
	<p>申請地は、野菜、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登 載が無いことを確認しております。</p>
	<p>続きまして、地区担当 大倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、野菜と水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話に て意思確認し、借り手は申請地で水稻と野菜栽培をする予定であります。申請どおり、 問題はありません。」と報告を受けております。</p>
	<p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございま せんでした。</p>
	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしく お願い致します。</p>
会 長	<p>はい。事務局の説明が終わりました。 これにつきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声)</p>
	<p>はい。異議なしと認めます。</p>
	<p>議案第5号番号4については、このとおり決定することと致します。</p>
	<p>続きまして、議案第6号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評 価(案)について」平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)を、別添のとおり公表する。</p>
	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議案第6号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価</p>

(案)について」説明させていただきます。

こちらは、昨年の活動計画の実績報告に当たるもので、農業委員会等に関する法律第37条に、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、公表しなければならないと規定されています。この様式等の記載については例年、農林水産省経営局農地政策課長よりの通知に基づき作成しております。

この案件につきましては先月4月総会にて(案)を配布させていただき、各委員からの意見等を踏まえこの度上程させていただいております。

議案書15ページをご覧ください。

#### I 農業委員会の状況

1 農業の概要 及び2 農業委員会の現在の体制につきましては、昨年に公表した、活動計画の内容通りに記載してございます。

16ページをご覧ください。

#### II 担い手への農地の利用集積・集約化

こちらの内容は、昨年に作成した計画に基づき平成30年度までに農業の担い手である農業者への、農地の利用集積・集約の実績となっております。

平成30年度までの集積実績としましては、45.2haの実績となっております。

17ページをご覧ください。

#### III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

こちらの内容は、昨年に作成した計画に基づき平成30年度中に新たに農業経営を営もうとする者の参入実績となっております。

平成30年度の新たな参入実績といたしましては、4経営体、参入実績面積は1.7haとなっております。

18ページをご覧ください。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

こちらの内容は、市内における遊休農地面積、並びに委員皆様に行っていただきました遊休農地パトロール及び地区担当委員の普段の活動による遊休農地の解消実績となります。

平成30年度は、遊休農地の新規発生面積から、解消した面積の差し引き実績は0.7haの増加となっております。

19ページをご覧ください。

	<p>V 違反転用への適正な対応</p> <p>平成30年度の違反転用の増減は無しとなっております。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検</p> <p>1 農地法第3条に基づく許可事務</p> <p>1年間の処理件数が33件で、すべて許可となっております。</p> <p>2 農地転用に関する事務</p> <p>1年間の市街化調整区域内での第4条・第5条の転用処理件数は21件となっております。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>3 農地所有適確法人からの報告への対応</p> <p>農地所有適確法人からの報告について 管内の農地所有適確法人数は、7法人で、うち報告書の提出があったのは4法人で、残りは事業廃止となっております。</p> <p>4 情報の提供等、については記載のとおりとなっております。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、及びVIII 事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>以上が、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>会長 はい。事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>委員 ちょっと分からへんけど、遊休農地が増えているのかどうかということが一つと、違反件数が0ということについて、お聞きします。</p> <p>事務局 まず、遊休農地の面積でございますが、農地パトロール等で調査をし、集計させて頂いた数値が6.6haで、30年度に調査した結果、プラス0.7haとなっている形について、こちらに載せさせて頂いております。</p> <p>違反転用の部分の6.2ha これ、大阪府の方に違反転用案件ということで報告させて頂いている国分町の違反転用の部分と岡町の違反転用部分ということで、合計6.2haを挙げさせて頂いております。</p> <p>30年度においてはそれ以外に大阪府の方に違反転用で報告挙げさせて頂いている農</p>
--	--

委員	地はないということで、増減は0というようなことで記載のほうさせて頂いています。それは分かっています。遊休地が増えるということは農業する人が減ってきたということですね。遊休地が6.6haでいくら減って、いくら増えたのか分かりますか。
事務局	以前に平成30年度の農地パトロール調査結果表を配付させて頂いておりますが、平成29年度においては、遊休農地の合計面積が66,153㎡、30年度で調査した結果、合計73,403㎡。差し引き0.7ha増加しているという形になっております。もちろん、A判定農地からB判定農地になった農地も7,041㎡、営農による解消も5,522㎡、解消で保安全管理されている部分も9,561㎡、その他転用されているという農地も982㎡。最終的には30年度の調査で、73,403㎡の遊休農地があったということでございます。以上です。
委員	減ったけど、調査によりたくさん増えたということですね。
事務局	はい。
委員	違反転用の問題、違反物件の問題ですが、下宮の分が違反物件で、それを始末書付けて、違反物件なら、ここに載せるべきでは。
事務局	今回は、違反物件であります、立地基準が2種農地ということで・・・
委員	違反物件なら、まず違反物件としてまず、挙げる必要があるのではないかと。その上で、解消したなら解消したと挙げれば良いのではないかと。たくさんあるのではないかと。
事務局	過去に指導の経過があって、是正がされていない。最終的に市の方で勧告まで終わりました、最終的にはそれでも改善されていないという形になったときに、次の段階として大阪府の方に報告を挙げさせて頂いている数値がこの6.2ha。今回の分につきましては、今まで違反転用であったということが把握できていなかった、今回正規な手続を踏むという形で始末書を出してきた分につきましては、ここに載せていないという形になっています。
委員	長いこと、15年も田んぼ作っていない。違反物件とわかってるはずや。農業委員会は違反物件をどのように調べるのか。単に提出してきた書類によって、これは違反物件となるのか。
事務局	中々、積極的に違反物件を見つけてどうのこうのは実際問題難しいところです。
委員	そない言うたら終わりやな。そんな本音言うたら、はい、分かりました。会長、以上で結構です。
会長	他にご意見ございませんか。無いようでしたら、只今、報告した内容で公表するということがよろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。

事務局	<p>続きまして、議案第7号「2019年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、2019年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を別添のとおり策定し、公表する。事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議案第7号 2019年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、説明させていただきます。</p> <p>この案件につきましても、議案第6号と同様に調査記載し、4月総会にて（案）を配布させていただき、各委員からの意見等を踏まえ、この度上程させていただいております。</p> <p>24ページをご覧ください。</p> <p><b>I 農業委員会の状況</b></p> <p>1 農家・農地等の概要につきましては、記載要領通りに、農林業センサス、耕地及び作付面積統計及び農林課調査の数値を記載しております。</p> <p>2 農業委員会の現在の体制は、記載のとおりでございます。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p><b>II 担い手への農地の利用集積・集約化</b></p> <p>こちらの内容は、2019年度において農業の担い手である農業者への、農地の利用集積・集約化の計画となっております。</p> <p>2019年度の集積計画としましては、過去の実績から47haの集積面積としております。</p> <p><b>III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進</b></p> <p>こちらの内容は、2019年度中に新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の目標となっております。</p> <p>2019年度の新たな参入促進の目標数は2経営体、参入目標面積は1haとしております。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p><b>IV 遊休農地に関する措置</b></p> <p>2019年度の目標は例年通りの農地パトロールを計画しており、遊休農地の解消面積を1haとしております。</p> <p><b>V 違反転用への適正な対応</b></p> <p>地区担当委員による農地パトロールによる監視活動に努めるとしてしております。</p> <p>以上が2019年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となっておりますの</p>
-----	--

	<p>でよろしくお願ひいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。事務局の説明が終わりました。意見を承ります。</p>
	<p>25ページの2 平成31年度の目標及び活動計画で、平成31年度の年度を変える必要あるのでは。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、了解致しました。確認します。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何かございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>意見が無いようでございますので、この内容で公表させていただきます。よろしいでしょうか。無いようですので、事務局よろしくお願ひします。</p>
	<p>続きまして、報告に移ります。</p>
	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について」、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告する。</p>
	<p>28ページをご参照下さい。</p>
	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について」、農地を農地以外の用途に転用4件を、専決により受理したので報告する。</p>
	<p>30ページをご参照下さい。</p>
	<p>続きまして、報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について」、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を、専決により受理したので報告する。</p>
	<p>32ページをご参照下さい。</p>
	<p>続きまして、報告第4号 「農地法第5条の規定による受理の取消について」、受理取消届2件に関する届出を受理したので報告する。</p>
	<p>34ページをご参照下さい。</p>
	<p>以上で予定されました議事は終了致しました。</p>